

(3) 水素ステーションのガソリンスタンドとの併設の容認

- 1 水素ステーションのガソリンスタンドへの併設については、水素ステーションで事故が発生した場合のガソリンスタンドへの影響に関する実大規模の実験など、平成15年度に検討・検証を行い（平成15年度概算要求中）、燃料電池自動車実用化の目途とされている平成17年初期までには所要の安全基準を整備する予定である。
- 2 水素ステーションのガソリンスタンドへの併設を認めるに当たっては、危険物保安上の検討の前提として、ガソリンスタンドに併設されることとなる水素ステーションの高圧ガス保安法上等の安全対策が具体化されている必要があるが、水素ステーションの安全対策が予定より早期に具体化されるならば、平成15年度に実施する検討・検証結果を踏まえ、平成16年度末までの可能な限り早い時期に、併設を可能とする所要の措置を講ずる予定である。

危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）（抄）

（給油取扱所の基準）

第十七条 給油取扱所（次項に定めるものを除く。）の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。【以下、省略】

九 給油取扱所には、給油又はこれに附帯する業務のための総務省令で定める用途に供する建築物以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるものの床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積を超えてはならない。【以下、省略】

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）（抄）

（給油取扱所の建築物）

第二十五条の四 令第十七条第一項第九号（同条第二項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次の各号のとおりとする。

- 一 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場
 - 一の二 給油取扱所の業務を行うための事務所
 - 二 給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場
 - 三 自動車等の点検・整備を行う作業場
 - 四 自動車等の洗浄を行う作業場
 - 五 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所
- 所 【以下、省略】